

令和3年度和歌山県立近代美術館展覧会広告看板制作設置撤去業務仕様書

和歌山県立近代美術館

- 1 業務年度 令和3年度
- 2 業務名 和歌山県立近代美術館展覧会広告看板制作設置撤去業務
- 3 業務内容 開催する展覧会の広告看板を制作し、設置及び撤去を行う。
- 4 契約期間 契約締結日から令和4年3月31日
- 5 業務対象展覧会
 - (1) 特別展・企画展
 - ア 企画展1 疎密考
期間：令和3年4月24日（土）～令和3年5月30日（日）
会場：展示室C（2階）
 - イ 企画展2 もうひとつの世界
期間：令和3年6月8日（火）～令和3年7月18日（日）
会場：展示室C（2階）
 - ウ 企画展3 コミュニケーションの部屋
期間：令和3年8月15日（日）～令和3年10月10日（日）
会場：展示室C（2階）
 - エ 特別展4 和歌山の近現代美術の精華
期間：令和3年10月23日（土）～令和3年12月19日（日）
会場：展示室A・B（1階）、展示室C（2階）
 - オ 企画展5 20世紀からおみやげ。近現代美術のたのしみ
期間：令和4年2月5日（土）～令和4年3月27日（日）
会場：展示室C（2階）
 - (2) 常設展（一部特集展示を含む。）
 - ア 常設展1 コレクション展 2021—春
期間：令和3年4月24日（土）～令和3年7月4日（日）
会場：展示室A・B（1階）
 - イ 常設展2 コレクション展 2021—夏 なつやすみの美術館 11 野田裕示
期間：令和3年7月17日（土）～令和3年9月26日（日）
会場：展示室A・B（1階）
 - ウ 常設展3 コレクション名品選
期間：令和4年1月8日（土）～令和3年1月23日（日）
会場：展示室B（1階）

エ 常設展4 コレクション展 2022—冬春

期間：令和4年2月8日（火）～令和4年4月17日（日）

会場：展示室A・B（1階）

（3）第75回和歌山県美術展覧会（県展）・第7回和歌山県ジュニア美術展覧会（ジュニア県展）

期間：令和4年1月12日（水）～1月23日（日）

会場：展示室A（1階）およびC（2階）

なお（1）、（2）及び（3）の会期について館の事情により変更する場合があります。

5 業務対象看板等

種類	規格	数量	製作、設置 及び撤去回数	仕様	色数
（1）県庁前交差点L型 看板	たて 1,700mm よこ 3,900mm	1点	6回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
（2）三年坂看板	たて 1,400mm よこ 2,900mm	1点	6回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
（3）和歌山城一の橋看板	たて 820mm よこ 820mm	1点	6回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
（4）1階展示室A 入口看板	たて 1,800mm よこ 900mm	1点	6回	コンピュータ・グラフィックシートプリント	フルカラー
（5）2階展示室C 入口看板	たて 3,530mm よこ 2,100mm	1点	5回	紙貼りのうえ、文字をカッティングシートで貼り付け	3色以上
（6）B2パネル	B2判	展覧会 による	6回 合計6枚	コンピュータ・グラフィックシートプリント	デザインによる

(参考：展覧会別業務一覧)

	企画展 1	企画展 2	企画展 3	特別展 4	企画展 5	常設展 1	常設展 2	常設展 3	常設展 4	県展
(1) 県庁前 交差点L型 看板	撤去 のみ	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	(企画展 1・2に 含む)	設置 撤去	(県展に 含む)	(企画展 5に含 む)	設置 撤去
(2) 三年坂 看板	撤去 のみ	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	(企画展 1・2に 含む)	設置 撤去	(県展に 含む)	(企画展 5に含 む)	設置 撤去
(3) 和歌山 城一の橋看 板	撤去 のみ	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	設置 撤去	(企画展 1・2に 含む)	設置 撤去	(県展に 含む)	(企画展 5に含 む)	設置 撤去
(4) 1階展 示室AB入 口看板				○		-	2枚	○	○	○
(5) 2階展 示室C入 口看板	-	○	○	○	○					○
(6) B2パ ネル	-	1枚	1枚	-	1枚	-	1枚	1枚	1枚	-

6 デザイン及びレイアウト

(1) デザイン及びレイアウト

デザイン及びレイアウトは、デザイナーと館が打ち合わせを行った後に案を2つ以上提示することとし、決定にあたっては委細を協議のうえ、決定するものとする。

(2) 色校正

2回

(3) デザイン経験

美術館の広告看板デザイン業務に精通していること。

7 広告看板制作、設置及び撤去業務

(1) 原稿

製作のための原稿は、文字はデジタルデータ、図版はポジフィルム又はデジタルデータにより館から手渡しまたはメールで入稿する。

(2) 制作物については、それぞれ2回以上の文字校正及び色校正を行うこと。

(3) 設置、撤去に必要な機材、材質については受託者にて用意すること。

(4) 5の(1)から(3)について、各展覧会の開会前日までの期間は「予告」及び「コレクション展開催中」のカッティングシートを貼付し、開会当日の午前9時30分までに取り外しを行うこと。

8 看板の設置及び撤去期日

(1) 看板の設置

ア 5の(1)から(3)まで

前回の展覧会終了日(17時以降)

イ 5の(4)及び(5)

前回の展覧会終了日より後の直近の開館日

(2) 看板の撤去

ア 5の(1)から(3)まで

当該展覧会終了日(17時以降)

イ 5の(4)及び(5)

当該展覧会終了日より後の直近の開館日

(3) 具体的な日時は館と打ち合わせをすること。

9 パネルの納品期日

5の(6)については、展覧会が開始する3日前までに納品するものとする。

10 特記事項

(1) デザイナーの選定について

デザイナーについて、受託者から第三者に再委託する場合は、書面により館に報告し、許可を得なければならない。

(2) 著作権について

ア 著作物の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は製作物の引き渡しをもって、館に譲渡されるものとし、著作者は制作物に係る著作人格権を将来にわたって行使しないものとする。

イ 館がデジタルデータの提出を求めた際には、制作途中であっても速やかに提出すること。なお、館は提出されたデータを自由に再利用できるものとする。

(3) 見積書・請求書について

5業務対象展覧会のうち(3)、第75回和歌山県美術展覧会(県展)・第7回和歌山県ジュニア美術展覧会(ジュニア県展)にかかる費用は、その他の費用と分けて別途積算すること。

(4) 業務完了報告について

受託者は、各展覧会の広告看板を設置した日の翌日から起算して、14日(月曜日を除く。ただし月曜日が祝日のときはその翌日。)以内に業務完了報告書を提出するものとする。様式は自由とする。ただし用紙の規格はA4判とする。

11 その他

上記に定めのないその他の事項については館と協議のうえ、決定するものとする。